

已明石町四十一番地先川中ニ繫留レ一船船内ニ爭議
開本部ヲ設ケ其日左記要本書ヲ事業主ニ郵送セリ

記

- 一 船夫解雇ハ却時取消スコト
 - 二 仕込金ヲ六十円トスルコト
 - 三 公傷ノ場合ハ船主側ニ於テ負擔スルコト
 - 四 爭議中日給ヲ支払フコト
 - 五 爭議費用ヲ負擔スルコト
- 右及申(通)報候也
- 以上

5.4
1189

勞社第九八三第

昭和五年四月二日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

湯淺商店労働爭議ニ関スル件 (第三報)

首魁爭議ハ前報後事業主側ハ専ラ傍觀的態度ヲ持テ積
極的ノ作為ヲ避ケ居レルカ労働者側ノ動靜ハ左記ノ通
ニ有之

記

